

泉崎村地域防災計画

資料編

令和6年度改訂素案

令和7年3月
泉崎村防災会議

<目 次>

■一般災害対策.....	3
【資料1-1-1】泉崎村防災会議条例.....	3
【資料1-1-2】泉崎村災害対策本部条例.....	5
【資料1-1-3】泉崎村災害対策本部所掌事務.....	6
【資料1-1-4】泉崎村災害対策本部の組織編成図.....	9
【資料1-1-5】泉崎村消防団設置等に関する条例.....	10
【資料1-1-6】泉崎村消防団規則.....	16
【資料1-2-1】防災行政無線屋外受信拡声設備設置場所一覧.....	19
【資料1-3-1】泉崎村土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域.....	20
【資料1-3-2】泉崎村土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧.....	21
【資料1-5-1】国・県・村指定文化財一覧.....	22
【資料1-6-1】緊急輸送路の指定.....	23
【資料1-6-2】ヘリコプター臨時離着陸場.....	23
【資料2-2-1】職員配備編成計画.....	24
【資料2-3-1】被害状況報告書.....	25
【資料2-3-2】被害認定基準.....	31
【資料2-1 1-1】指定避難所・指定避難場所.....	35
【資料2-1 7-1】災害救助法による救助の程度、方法及び期間.....	36
■地震災害対策.....	41
【資料1-3-1】泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱.....	41

※資料番号は、「章－節－番号」

■一般災害対策

【資料1-1-1】泉崎村防災会議条例

○泉崎村防災会議条例

昭和38年3月22日条例第4号
改正 平成12年3月23日条例第12号
令和6年9月13日条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、泉崎村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 泉崎村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、村長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てるものとし、その定数は20人以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 村を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから村長が任命する者
 - (3) 教育長
 - (4) 県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (5) 県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (6) 村長がその部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (7) 消防団長及び白河地方広域市町村圏整備組合消防本部の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年 3月23日条例第12号)

この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 6年 9月13日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料1-1-2】泉崎村災害対策本部条例

○泉崎村災害対策本部条例

昭和44年4月1日制定

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき泉崎村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班をおくことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料1-1-3】泉崎村災害対策本部所掌事務

災害対策本部の事務分掌は、下記のとおりとするが、災害の状況により、対策本部の任務以外の業務が発生した場合は、その都度本部長がこれを指示するものとする。

各部所掌事務

	所掌事務
各部班共通事項	1 災害対策本部長（以下、「本部長」という。）の命ずる応急対策に関すること。
	2 所掌事務に係る関係部署・防災関係機関との連絡調整に関すること。
	3 職員・来庁者の救助・搬送に関すること。
	4 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること。
	5 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。（村指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること。）
	6 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。
	7 所属職員及び家族の安否確認、被害状況の把握、所属職員の参集状況の把握に関すること。
	8 部内の対応要員の確保に関すること。
	9 部内の応援及び他の部から要請のあった場合における対応要員の派遣に関すること。
	10 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。
	11 指定避難所の開設・収容、運営・管理、閉鎖に伴う動員に関すること。
	12 物資集積所の管理及び救援物資の仕分け・配分・給付への協力に関すること。
	13 罹災証明書（住家）・被災証明書等の各種証明に伴う調査、証明書の発行への協力及び動員に関すること。
	14 部班の連絡調整に関すること。

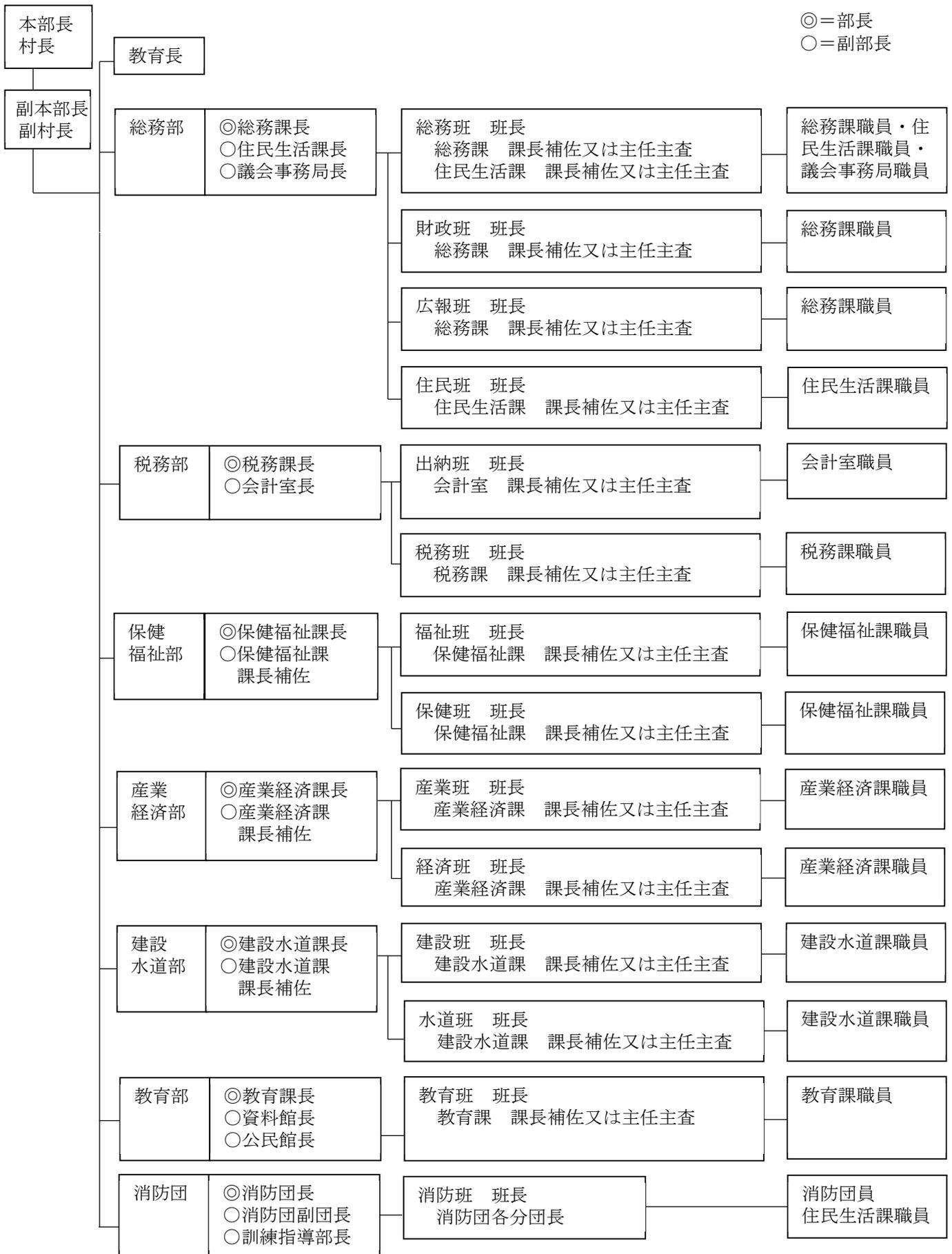
部	班	所掌事務
総務部	総務班	1 本部設置、運営に関すること。
		2 本部員会議に関すること。
		3 県に対する応援要請に関すること。
		4 他市町村との相互応援・協力に関すること。
		5 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関すること。
		6 気象情報、地震情報及び災害情報の収集・伝達に関すること。
		7 自衛隊派遣要請依頼及び活動状況の把握に関すること。
		8 消防団、広域消防機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
		9 指定避難所、指定緊急避難場所の指定及び開設に関すること。
		10 災害救助法の適用に関すること。
		11 災害救助基金の運用に関すること。
		12 災害弔慰金の支給に関すること。
		13 罹災救助基金の申請に関すること
		14 各部及び部内の連絡調整に関すること。
		15 被害状況の取りまとめに関すること。
		16 災害時における職員の動員及び調整に関すること。
		17 職員の非常召集に関すること。
		18 村内に対する職員の派遣及び派遣のあっ旋に関すること。
		19 議会との連絡調整に関すること。
		20 公用車の集中配置に関すること。
		21 その他、各部、班の応援協力に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 22 防災無線等の運用に関する事。 23 避難情報の発令並びに警戒区域の設定に関する事。 24 庁舎及び付属施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 25 応援職員の受入れに関する事。
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策費の予算措置に関する事。 2 応急復旧資金に関する事。 3 災害支援資金の貸付に関する事。
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報紙、広報車等による住民への広報活動に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。 3 災害写真の撮影、収集に関する事。 4 被害統計に関する事。
	住民班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物及びし尿の収集処理に関する事。 2 遺体の埋火葬に関する事。 3 公害対策に関する事。 4 ペット避難対策に関する事。 5 災害廃棄物仮置場の設置及び管理に関する事。 6 被災建造物撤去（公費解体）に関する事。
税務部	出納班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に要する経費の経理に関する事。 2 災害救助金の出納に関する事。 3 預金通帳、証券等重要財産の確認に関する事。
	税務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 税の減免及び猶予措置に関する事。 2 固定資産の被害調査に関する事。 3 罹災証明書（住家）・被災証明書に関する事。
保健福祉部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の総括連絡調整に関する事。 2 罹災者に対する援護対策に関する事。 3 要配慮者対策に関する事。 4 避難行動要支援者名簿の整備、運用に関する事。 5 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事。 6 救援物資の仕分け・配分・給付に関する事。〔産業班・経済班と合同〕 7 炊き出し等食料対策に関する事。 8 災害ボランティアの応援要請及び受入れなど活動支援に関する事。 9 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 10 指定避難所の管理及び収容、運営に関する事。〔教育班と合同〕 11 福祉避難所に関する事。 12 生活保護世帯、高齢者世帯、心身障がい者（児）世帯、母子世帯の援助対策に関する事。 13 災害義援金品の受付に関する事。
	保健班	<ul style="list-style-type: none"> 1 救護所の開設に関する事。 2 医療及び助産に関する事。 3 感染症の予防及び防疫に関する事。 4 医薬品その他衛生資材の確保及び配付に関する事。 5 被災者に対する健康相談・調査・指導、メンタルケアに関する事。 6 避難所の被災者に対する健康対策に関する事。

産業経済部	産業班	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資集積所の管理及び救援物資の仕分け・配分・給付に関する事。〔福祉班・経済班と合同〕 2 農産物の被害調査及びその応急対策に関する事。 3 農業気象に関する事。 4 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。 5 農地、農業用施設の被害状況及び応急対策に関する事。 6 農業水利の確保に関する事。 7 被災農業者に対する農林金融及び農業災害補償に関する事。
	経済班	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資集積所の管理及び救援物資の仕分け・配分・給付に関する事。〔福祉班・産業班と合同〕 2 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 3 観光施設との連絡及び連携に関する事。 4 商工業者に対する金融のあつ旋に関する事。
建設水道部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう、河川その他の公共土木施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 交通不能箇所の調査及び応急対策に関する事。 3 障害物の除去及びがれきの処理に関する事。 4 村営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事。 5 応急仮設住宅に関する事。 6 住宅その他建築物の応急修理に関する事。 7 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事。 8 被災者の住宅対策に関する事。 9 必要資機材、車両、材料等の調達に関する事。
	水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 災害時の飲料水の確保及び供給に関する事。 3 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。
教育部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校施設、特定教育保育施設、社会教育施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 被災した児童生徒等の被災状況調査及び応急救護、健康管理等に関する事。 3 被災した児童生徒等の学用品の支給に関する事。 4 指定避難所等の提供及び補助に関する事。 5 指定避難所の管理及び収容、運営に関する事。〔福祉班と合同〕 6 学校給食に関する事。 7 文化財の被害調査及び応急措置に関する事。
消防団	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助・救急及び避難誘導に関する事。 2 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 3 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事。 4 危険物等の措置に関する事。 5 災害時の情報収集に関する事。 6 その他消防・公安に関する事。 7 災害時における交通規制の協力に関する事。 8 水防活動に関する事。

【資料1-1-4】泉崎村災害対策本部の組織編成図

◎ = 部長
○ = 副部長



【資料1-1-5】泉崎村消防団設置等に関する条例

○泉崎村消防団設置等に関する条例

昭和38年3月15日条例第1号

改正 昭和44年3月20日条例第4号
昭和45年3月16日条例第4号
昭和46年3月25日条例第4号
昭和47年3月18日条例第8号
昭和48年3月28日条例第5号
昭和49年3月15日条例第4号
昭和50年3月28日条例第2号
昭和52年3月14日条例第4号
昭和53年1月17日条例第3号
昭和53年6月27日条例第14号
昭和53年9月27日条例第17号
昭和54年3月17日条例第12号
昭和55年3月18日条例第7号
昭和56年3月17日条例第7号
昭和57年12月18日条例第10号
昭和60年3月16日条例第3号
昭和62年3月16日条例第10号
昭和62年6月19日条例第14号
平成元年3月13日条例第15号
平成2年3月12日条例第6号
平成2年6月15日条例第11号
平成2年9月21日条例第19号
平成3年3月11日条例第8号
平成4年3月16日条例第4号
平成5年3月15日条例第12号
平成6年3月22日条例第4号
平成8年3月12日条例第8号
平成8年12月20日条例第26号
平成23年3月15日条例第2号
平成24年12月13日条例第18号
平成31年3月15日条例第2号
令和4年3月15日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、泉崎村消防団の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 泉崎村の消防事務を処理するため消防団をおく。

(名称及び区域)

第3条 消防団は泉崎村消防団と称し、管轄は泉崎村の区域の全部とする。

(消防団員)

第4条 消防団に、消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）をおく。

2 消防団員は、本村に居住する年令満18年以上の者でなければならない。

第4条の2 消防団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての消防団員とする。

3 機能別消防団員は、特定の消防事務を行うため配置する特別消防団員とし、本部付消防団員とする。

(定員及び配置)

第5条 消防団員の定員及び配置は別表第1のとおりとする。

(退職)

第6条 消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ任命権者の許可を受けなければならない。

(懲戒)

第7条 消防団員であつて、次の各号の一に該当する場合においては、任命権者はこれを懲戒することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

(2) 職務の内外を問わず、消防団員の体面を傷つける行為のあつたとき。

(3) その他職務規律に違背する行為のあつたとき。

(懲戒の種類)

第8条 前条の懲戒は、次の区別により行なう。

(1) 免職

(2) 停職

(3) 戒告

2 停職は1ヶ月以内の期間を定めて行なう。

(懲戒権者)

第9条 前3条の規定による消防団員の退職又は懲戒は村長の承認を得て消防団長が行ない、消防団長については、村長がこれを行なうものとする。

(服務規律)

第10条 消防団員は、消防団長の召集によつて出動し、服務するものとする。

2 召集の命令を受けないときであつても、火災その他非常災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定された要領に従い直ちに出勤して服務しなければならない。

第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては村長に、消防団長以外の消防団員にあつては、消防団長に届出なければならない。ただし特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認められる際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

第13条 消防団員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に火災の予防及び警火心の喚起に努め、事ある場合には身を挺してこれに当る心構えを持たなければならないこと。
- (2) 規律を厳守して上司の指揮命令のもとに、一致団結して事に当らなければならないこと。
- (3) 互に礼節を重じ信義を厚くし、常に言行を慎しまなければならないこと。
- (4) 職務に関し金品の贈与又は饗応を受け、又はこれを請求する等のことをしてはならないこと。
- (5) 職務上知り得たことの機密を漏らしてはならないこと。
- (6) 消防団又は消防団員の名義をもつて政治運動に関与し又は他人の訴訟若しくは、紛争に関与してはならないこと。
- (7) 消防団又は消防団員の名義をもつてみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理にあたり職務のほか使用してはならないこと。

(宣誓)

第14条 消防団員となつたものは、その任命後別表第2に掲げる宣誓書に署名しなければならない。

(報酬)

第15条 消防団員には、報酬として、年間報酬及び出動報酬を支給する。

- 2 年間報酬の額は、別表第3に掲げるとおりとし、年2回に分けて支給する。
- 3 年の途中で新たに消防団員となった場合は、新たに消防団員となった月から月割計算により支給し、年の途中で退職した場合は、その月分までを月割計算により支給する。
- 4 出動報酬の額は、別表第4に掲げるとおりとし、年1回で支給する。

(手当)

第16条 消防団員が職務に従事した場合は、別表第5に定める手当を支給する。

(費用弁償)

第17条 消防団の団員が公務のため旅行したときは、職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例により旅費を支給する。

- 2 前項の支給方法については、職員等の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。
- 3 消防団の団員が、会議に出席するため泉崎村の区域内を旅行したときの旅費額は、当該会議に出席した日1日につき1,500円とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は村長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 泉崎村消防団員給与条例は廃止する。

附 則 (昭和44年3月20日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年3月16日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年3月25日条例第4号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年3月18日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月28日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月14日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年1月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年6月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から適用する。

附 則（昭和53年9月27日条例第17号）

この条例は、昭和53年8月1日から適用する。

附 則（昭和54年3月17日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月18日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月17日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年12月18日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、第16条の規定は昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年3月16日条例第3号）

この条例は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月16日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年6月19日条例第14号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から昭和65年3月31日までの消防団員の定員及び配置については、改正後の泉崎村消防団設置等に関する条例別表第1の規定にかかわらず、村長の定めるところによる。

附 則（平成元年3月13日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月12日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年6月15日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年9月21日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、平成2年12月1日から適用する。

附 則（平成3年3月11日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年3月16日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年3月15日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年3月22日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月12日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成8年12月20日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月15日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月13日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日条例第6号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条の2、第5条関係）

区分	階級 職名 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
		消防団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
非常勤消防団員	本部	1	2	2				43	48
	第1分団			1	1	1	1	12	16
	第2分団			1	1	1	1	12	16
	第3分団			1	2	6	7	67	83
	第4分団			1	1	2	3	16	23
	第5分団			1	1	2	2	20	26
	第6分団			1	1	2	2	23	29
	合計			8	7	14	16	193	241

別表第2（第14条関係）

宣誓書

わたくしは、日本国憲法及び法律を尊重し、法令、条例及び規則を遵守し、泉崎村民の奉仕者として良心に従って忠実且つ公正に消防職務の遂行に当ることを固く誓います。

年 月 日

泉崎村消防団

氏

名 

別表第3（第15条関係）

年間報酬額

区分	階級別	報酬額
年間報酬	団長	240,000円
	副団長	160,000円
	分団長	110,000円
	副分団長	80,000円
	部長	61,000円
	班長	46,000円
	基本団員	36,500円
	機能別団員	5,000円

別表第4（第15条関係）

出勤報酬額

区分	出勤時間別	報酬額
火災及び災害	2時間未満	2,000円
	2時間以上4時間未満	4,000円
	4時間以上6時間未満	6,000円
	6時間以上8時間未満	8,000円
	以降1時間ごと	1,000円を加算
訓練及び式典	1回につき	2,200円

別表第5（第16条関係）

手当額

区分	手当額
指導員手当	3,800円
消防ラッパ隊手当	3,800円

【資料1-1-6】泉崎村消防団規則

○泉崎村消防団規則

昭和38年3月22日規則第4号

(団の設置)

第1条 本村に泉崎村消防団（以下「消防団」という。）を設置する。

第2条 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、班長、副班長等の役員及びその他の団員を置く。

2 団長は、団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、村長に対しその責に任ずる。

3 分団長、副分団長及び班長、副班長等の役員は、団員の中から団長がこれを命令する。

第3条 団長に事故あるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故あるときは、団長の定める順序に従い分団長又は副分団長が団長の職務を行う。但しこの場合団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によつてその職務を行うことができない場合を除いては分団長、副分団長及び班長、副班長の任免を行うことができない。

第4条 団長、副団長の任期は4年とする。但し再任することを妨げない。

第5条 分団及び班の区域は別に定めるところによる。

(宣誓)

第6条 団員（常勤の者を除く）はその任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け何人をも恐れず、良心に従つて忠実且つ消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

泉崎村消防団

氏 名 印

(水火災その他の災害出動)

第7条 消防車が火災現場に赴くときは交通法規の定める走行料に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。但し引揚の場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第8条 出火出場又は引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 責任者は、機関担当者隣席に乗車しなければならない。

(2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。

(3) 団員並びに消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。

(4) 消防車は1列縦隊で、安全を保つて走行しなければならない。

(5) 前進消防車の追越信号のある場合の外は、走行中追越してはならない。

第9条 消防団は、村長の許可を得ないで村の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。但し出場の際は、管轄区域内であると認められたにも拘らず、現場に近づくに従つて管轄区域外と判明したときはこの限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第10条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護にあたり、損害を最少限度に止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は真剣に行わなければならない。
- (3) 放水口数は最大限度に使用し消火作業の効果を収めるとともに火災の損害及び漏損を最少限度に止めなければならない。
- (4) 分団は相互に連絡協議しなければならない。

第12条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、村長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第13条 放火の疑いある場合は、責任者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに村長及び警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は慎重に取扱うとともに公表を差控えなければならない。

(文書簿冊)

第14条 消防団には次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品貸与品台帳
- (10) 消防法規例規綴
- (11) 雑書綴

(教養及び訓練)

第15条 団長は、団員の品位の陶冶及び実施に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行わなければならない。

(表彰)

第16条 村長は、消防団又は団員がその任務遂行にあたって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については、団長が表彰を行うことができる。

第17条 前条の表彰は、次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

第18条 賞詞は消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対しこれを授与する。

第19条 村長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における警戒防ぎよ、救助に関し消防団に対してなした協力
(服制)

第20条 消防団の服制については国家消防庁の定める準則による。

附 則

- 1 この規則は、昭和38年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前引続き団長、副団長の職にあるもので4年以上になつた者については、この規則施行と同時に任期満了とみなす。

【資料1-2-1】防災行政無線屋外受信拡声設備設置場所一覧

No.	子局名	設置場所名	住 所
0	役場	泉崎村役場	泉崎字八丸145
1	太田川	太田川公民館	太田川字居平37
2	踏瀬	踏瀬生活改善センター	踏瀬字踏瀬10-2
3	高根	高根生活改善センター	泉崎字薬師山17
4	入中	入中公民館	泉崎字外ノ入81
5	富久保	富久保	泉崎字向宿 9
6	愛宕山	愛宕山公民館	泉崎字愛宕山 8
7	南原	南原公民館	泉崎字鶴番小屋49
8	天王台	天王台ニュータウン	泉崎字日渡山 7-3
9	堂ノ下	堂ノ下集会所	北平山字堂ノ下85-1
10	新田	新田研修集会場	北平山字新田133-2
11	山寺	山寺集会場	北平山字薬師堂13-1
12	関和久	関和久宿集会場	関和久字下町203
13	瀬知房	瀬知房農林公園	関和久字瀬知房20-2
14	屠胴原	屠胴原	関和久字松ヶ沢地内 松ヶ沢39東側隣接（種目道路）
15	さつき公園	さつき公園内児童公園	泉崎字下陣場 2-5
16	八雲	八雲ニュータウンコミュニティセンター	関和久字八雲神社41-1
17	保健福祉総合センター	泉崎村保健福祉総合センター	泉崎字山ヶ入10
18	防災センター	泉崎村防災センター	泉崎字新宿 2
19	滝原	滝原前山	踏瀬字滝原前山 8-4
20	木ノ内	木ノ内前	関和久字木ノ内前113-2
21	第一工業団地	第一工業団地	泉崎字大山 8
22	踏長	踏瀬地区汚水処理場	踏瀬字踏瀬長峰512-1

【資料1-3-1】泉崎村土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
外ノ入	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第677号	令和3年10月5日
観音山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第677号	令和3年10月5日
根岸裏山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第677号	令和3年10月5日
富久保	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第677号	令和3年10月5日
岩崎	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第151号	平成20年2月26日
居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域	福島県告示第151号	平成20年2月26日
金山沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第151号	平成20年2月26日
小林-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域	福島県告示第151号	平成20年2月26日
小林-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第151号	平成20年2月26日
行方地	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第151号	平成20年2月26日
木ノ内山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第531号	平成29年7月28日
木ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第531号	平成29年7月28日
木ノ内前沢3号	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第531号	平成29年7月28日
久保	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第677号	令和3年10月5日

【資料1-3-2】泉崎村土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧

(土砂災害防止法第8条関連施設)

No.	土砂災害の発生の原因 となる自然現象の種類	施設名	所在地	施設種類
1	土石流	特別養護老人ホームケア ハウス泉崎	太田川字金山34	介護施設

【資料1-5-1】国・県・村指定文化財一覧

〔国指定文化財〕

指定種別	名称	指定時期	所在地	所有者
史跡	泉崎横穴	昭和9年5月1日	泉崎字白石山1-8	泉崎村
史跡	白河官衙遺跡群 関和久官衙遺跡	昭和59年7月21日	関和久字明地他 北平山字山寺他	泉崎村ほか

〔県指定文化財〕

指定種別	名称	指定時期	所在地	所有者
史跡	観音山磨崖供養塔 婆群	昭和48年3月23日	踏瀬字観音山1	踏瀬区共有
有形文化財考古	原山古墳出土埴輪 一括	平成12年3月31日	泉崎字館24-9	泉崎村

〔村指定文化財〕

指定種別	名称	指定時期	所在地	所有者
無形民俗文化財	梅若歌念仏踊	昭和51年6月22日	太田川居平	太田川梅若歌 念仏踊保存会
有形文化財考古	小林山古墳出土品	昭和51年6月22日	泉崎字新宿18	有賀克彦
有形文化財考古	縄文土器及び軒丸瓦	昭和51年6月22日	関和久字上町118	穂積國夫
有形文化財歴史	雷峰右衛門碑	平成19年1月24日	泉崎字館24-9	泉崎村
有形文化財建造物	烏峠稲荷神社本殿	昭和51年6月22日	泉崎村烏峠1	中目正紀
有形文化財工芸品	昌建寺梵鐘	昭和53年12月19日	泉崎字下宿88	秋 央文
史跡	大綱寺本廟跡	昭和51年6月22日	関和久字古寺7-3	大綱信慧
天然記念物	踏瀬旧国道松並木	昭和51年6月22日	踏瀬字赤沢山	国有地 ※自然環境保 全林
天然記念物	川畑の柊	昭和51年6月22日	泉崎村川畑12	海上高雄
天然記念物	昌建寺のしだれ桜	平成19年1月24日	泉崎村字下宿88	秋 央文
天然記念物	常願寺のしだれ桜	平成19年1月24日	太田川字居平	太田川区共有

【資料1-6-1】緊急輸送路の指定

[第1次確保路線]

種別	路線名	区間
国道	4号	矢吹境～白河境
高速自動車道	東北自動車道	矢吹境～白河境

[第2次確保路線]

種別	路線名	区間
県道	埴・泉崎線	国道4号～村道新田・矢吹境

[第3次確保路線]

種別	路線名	区間
村道	上野館・中島線	泉崎中島分署を結ぶ
村道	桧内・如信沢線	泉崎中島分署を結ぶ
村道	新田・矢吹線	泉崎中島分署を結ぶ

【資料1-6-2】ヘリコプター臨時離着陸場

施設名称	施設の所在地	離着陸する場所
白河の関トラックステーション	泉崎村大字泉崎字夏針15-1	駐車場
泉崎村立泉崎中学校	泉崎村大字泉崎字上陣場14	学校校庭（グラウンド）

【資料2-2-1】職員配備編成計画

職員配備編成計画

課名	部班名	配備要員の数			
		事前配備	警戒配備	第一非常配備	第二非常配備
総務課	課長 総務班 財政班 広報班		1 1	1 1 1 1	全員
住民生活課	課長 総務班 住民班	1 2	1 2	全員	全員
税務課	課長 出納班 税務班		1	1 1 1	全員
建設水道課	課長 建設班 水道班	1 1	1 1 1	1 2 1	全員
産業経済課	課長 産業班 経済班		1 1 1	1 2 1	全員
保健福祉課	課長 保健班 福祉班		1 1 1	1 3 2	全員
議会事務局	局長 総務班			1	全員
教育課	課長 教育班		1 1	1 2	全員

※地震災害の場合は、警戒配備より適用。

【資料2-3-1】被害状況報告書

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由		
	負傷者 重症		人				
	中等症		人				
	軽症		人				
建物の概要	構造		建築面積		m ²		
	階層		延べ面積		m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟		計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼棟				建物焼損表面積	m ²
		部分焼棟				林野焼損面積	ha
		ぼや棟					
り災世帯数			世帯		気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台		人		
	消防団		台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人		
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法		気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)	
			重症 人(人)	
			中等症 人(人)	
			軽症 人(人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織		人
		共同防災組織		人
		その他		人
	消防本部(署)		台	人
	消防団		台	人
	消防防災ヘリコプター		機	人
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自衛隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		軽傷			人	半壊		棟	床下浸水	
		不明		人	一部破損				棟	未分類		棟		
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

【資料2-3-2】被害認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 （重傷者）1月以上の治療を要する見込みの者。 （軽傷者）1月未満で治癒できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は、同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物と見なす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取り扱う。）
	住家全壊（全焼・全流出）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊（半焼）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住できないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処理が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破堤	堤防等破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。	

	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	通信被害	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

【住家の被害の程度と住家の被害認定基準等】

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年12月4日公布・施行）により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分となった。

※全壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。

【資料2-11-1】指定避難所・指定避難場所

No.	施設名称	住 所	指定緊急 避難場所	指定 避難所	福祉 避難所
1	泉崎幼稚園	泉崎村大字泉崎字八丸100	●	●	
2	泉崎第一小学校	泉崎村大字泉崎字高屋原 71	●	●	
3	泉崎第二小学校	泉崎村大字北平山字新田 東山48-2	●	●	
4	泉崎中学校	泉崎村大字泉崎字上陣場 14	●	●	
5	泉崎村農村環境改善センター	泉崎村大字北平山字高柳 88-1	●	●	
6	泉崎村農業者トレーニング センター	泉崎村大字泉崎字白石山 3-1		●	
7	泉崎村資料館	泉崎村大字泉崎字館24-9		●	
8	泉崎保育所	泉崎村大字泉崎字梅木平 70		●	
9	泉崎村児童館	泉崎村大字関和久字八雲 神社92		●	
10	泉崎村保健福祉総合センター	泉崎村大字泉崎字山ヶ入 101	●	●	●
11	関和久宿集会所	泉崎村大字関和久字下町 203		●	
12	八雲地区コミュニティ センター	泉崎村大字関和久字八雲 神社41-1		●	
13	泉崎村役場	泉崎村大字泉崎字八丸145	●	●	
14	泉崎村防災センター	泉崎村大字泉崎字新宿2	●	●	
15	特別養護老人ホーム さつきの郷	泉崎村大字泉崎字笹立山 7-1			●

【資料2-17-1】災害救助法による救助の程度、方法及び期間

福島県災害救助法施行細則（令和6年12月6日）による

救助の種類	対象	費用の限度額	適用	期間
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1日1人当たり350円以内 (加算額) 高齢者、障害者等で、避難所の生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合には、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算する。	1 学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 2 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から7日
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型応急住宅の費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり6,883,000円以内 2 賃貸型応急住宅は、世帯の人数に応じて、1に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	1 建設型応急住宅 (1) 建設型応急住宅の設置は、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 (2) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (3) 福祉仮設住宅を建設型応急住宅として設置することができる。 (4) 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。	1 建設型応急住宅設置は災害発生の日から20日以内着工 2 供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項の規定による期間内とする。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に避難している者 2 災害により現に炊事のできない者	費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日当たり1,330円以内	1 食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない	水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並び		災害発生の日から7日以内

	者	に薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊(焼)半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	災害発生の日から10日以内							
				区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
				単位円							
				全壊・全焼・流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
					冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
半壊・半焼・床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800				
		冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800			
医療	医療の途を失った者(応急的に処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	1 医療は、救護班によつて行うる。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩、マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法を含む。)において、医療を行うことがある。 2 医療の範囲 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護	災害発生の日から14日以内							
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割以内の額	1 助産の範囲 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	分べんした日から7日以内							
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内							
被災し	住家の被災のため住家が半壊、半焼又	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対		災害発生の日から10日以内							

た住宅の応急修理	被害の拡大を防止するための緊急の修理	はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出する費用 1世帯当たり 51,500円以内		
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 居室、炊事場及び便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 1世帯当たり 717,000円以内（2以外） 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 348,000円以内		災害発生日から3ヵ月以内
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する 1 生業費 1件当たり30,000円 2 就職支度費 1件当たり15,000円	生業に必要な資金の貸与には次の条件を付す。 1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子		災害発生日から1ヵ月以内
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はそ	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 教科書		災害発生日から (教科書)

	(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	の承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり5,200円 中学校生徒1人当たり5,500円 高等学校等生徒1人当たり6,000円	(2) 文房具 (3) 通学用品	1ヵ月以内 (その他学用品) 15日以内
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処置程度のものを行う。	埋葬費 1体当たり 大人(12歳以上) 226,100円以内 小人(12才未満) 180,800円以内	埋葬は、棺又は棺材をもつて、次の範囲内において行うものとする。 (1) 棺(付属品含む) (2) 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費含む) (3) 骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費		災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害の際死亡した者についての死体に関する処理(埋葬を除く。)	(洗浄・縫合、消毒等) 1体当たり 3,600円以内 (一時保存) 既存建物借上費通常の実績 既存建物以外 1体当たり 5,700円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金額以内	1 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 2 検案は原則として救護班が行う。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費及び輸送費並びに賃金職員等雇用費等 1世帯当たり 140,000円以内		災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸		当該地域における通常の実績	支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用 (1) 被災者の避難	救助の実施が認められる期間以内

送費及び賃金職員等雇上費			(2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	
--------------	--	--	--	--

救助の種類	範囲	費用の限度額等	期間	備考
実費弁償	災害救助法 施行令第10 条第1号か ら第4号ま でに規定す る者 同第10条第 5号から第 10号までに 規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,900円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技 師、臨床工学技士及び歯科衛生士16,400 円以内 保健師、助産師、看護師 15,400円以内 救急救命士 14,400円以内 土木技術・建築技術者 15,700円以内 大工 31,600円以内 左官 30,200円以内 とび職 31,300円以内 地域における慣行料金による支出実績に 手数料としてその100分の3の額を加算し た額以内	救助の実 施が認め られる期 間以内	時間外勤務手当 及び旅費並びに 宿泊費は、常勤職 員の均衡を考慮 して算定した額

■地震災害対策

【資料1-3-1】泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

○泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

平成26年6月11日訓令第36号

(目的)

第1条 この要綱は、泉崎村内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断（補強計画を含む。）（以下「耐震診断等」という。）を希望する場合、泉崎村が、予算の範囲内において耐震診断等を行う建築士等を派遣して耐震診断等を行うことにより住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いむらづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」（以下「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、所有者の住まい方に適した効率的な壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出をいう。
- (3) 耐震診断者 耐震診断等を行う者をいう。なお、耐震診断者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、かつ、福島県が実施する木造住宅耐震診断等の業務に必要な講習会等を受講した者のうち、耐震診断者名簿に登録された者とする。

(対象住宅)

第3条 耐震診断者の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、泉崎村内に存し、次の各号に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 泉崎村に住所を有する所有者が自ら居住する住宅
- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅
- (3) 従来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- (4) 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

(派遣の申込み)

第4条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれぞれの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、構造的に独立した棟ごとに、泉崎村木造住宅耐震診断者派遣申込書（様式第1号）により村長に申し込まなければならない。

(派遣の決定)

第5条 村長は、派遣する耐震診断者を決定したときは、その旨を泉崎村木造住宅耐震診断者派遣決定通知書(様式第2号)により当該申込者(以下「派遣依頼者」という。)に通知するものとする。

2 村長は、前項の泉崎村木造住宅耐震診断者派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第6条 派遣対象者は、泉崎村木造住宅耐震診断者派遣決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに泉崎村木造住宅耐震診断者派遣辞退届(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 村長は、派遣依頼者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他村長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 村長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、泉崎村木造住宅耐震診断者派遣取消通知書(様式第4号)により当該派遣依頼者に通知するものとする。

(耐震診断者の派遣)

第8条 村長は、第2条第1項第3号に掲げる者を派遣するときは、耐震診断者の所属する建築士事務所の長と委託契約をするものとする。

2 村長は、第5条第1項の耐震診断者を決定したときは、第10条の負担金の納入を確認し、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

(派遣に要する費用)

第9条 耐震診断者の派遣に要する費用は、泉崎村が負担する。

(派遣依頼者の費用負担)

第10条 耐震診断者の派遣を決定した派遣依頼者は、当該木造住宅1戸当たり6,000円を負担するものとし、泉崎村が発行する納付書をもって納付するものとする。

(診断等の結果の通知)

第11条 村長は、耐震診断等の結果を泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書(様式第5号)により当該派遣依頼者に郵送するものとする。

(派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告)

第12条 村長は、派遣依頼者に対して、耐震診断等の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供及び助言を行うことができる。

(耐震診断者等の責務)

第13条 耐震診断者及び当該業務の関係者は、耐震診断等を行う際に知り得た個人情報を

第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること。

(2) その他、耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

3 耐震診断者の所属する建築士事務所（当該建築士事務所の開設者等が関係する建築会社を含む。）は、当該耐震診断者が耐震診断等を行った住宅の耐震改修工事及びこれらに類する工事を行ってはならない。

（施行の細目）

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

泉崎村木造住宅耐震診断者派遣申込書

平成 年 月 日

泉崎村長

様

〒 ー

〔住所〕

ふりがな

申込者〔氏名〕

〔電話〕（ ） ー

泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記の住宅について耐震診断者の派遣を申し込みます。

対象住宅の概要	所在地	
	用途	専用住宅／併用住宅（併用用途： ）
	構造／階数	木造（在来軸組・伝統的・枠組壁）／混構造／それ以外 平屋／2階／3階／それ以外
	床面積	1階： m ² 2階： m ² 3階 m ² 合計： m ² （併用面積 m ² ）
	建物建設時期 〔建築確認年月〕	昭和・大正・明治 年 月頃（新築時） 〔 昭和 年 月 日（新築時） / 不明 〕
	耐震診断等の履歴	初めて／本事業の診断等の履歴有り／他（ ）の診断履歴有り
派遣を避けて欲しい曜日	月曜 / 火曜 / 水曜 / 木曜 / 金曜	
派遣を避けて欲しいその他の日		
調査を避けて欲しい時間帯	午前 / 午後 / 他（ ）	
【備考】		
整理番号	ー	審査欄

上記【備考】欄には、以下の内容等を記入してください。

- (1) 上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更などがあった場合、その内容及び時期
- (2) 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期

（お願い この申込書に、付近見取り図、建築確認通知書の写し及び概略平面図、納税証明書を添付してください。）

様式第2号（第5条関係）

事業第 号
平成 年 月 日

様

泉崎村長

泉崎村木造住宅耐震診断者派遣決定通知書

平成 年 月 日に申込み（受付整理番号第 ）のあった木造住宅耐震診断者の派遣について、下記のとおり派遣する耐震診断者を決定したので、泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき通知します。

派遣業務の実施に当たっては、同実施要綱第14条の規定に基づき下記機関に業務の一部を委託しておりますのでご承知願います。

今後日程調整の上、この耐震診断者が耐震診断のために現地建物調査を行います。限られた時間内に効率よく適切に実施できるよう御協力の程よろしく願いいたします。

記

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1 派遣される診断者の氏名 | 建築設計事務所 代表
木造住宅耐震診断者： |
| 2 上記派遣診断者の連絡先 | 電話（ ） ー |
| 3 現地建物調査の時期 | 平成 年 月 日～平成 年 月 日
の都合の良い日 |
| 4 派遣業務委託期間
(派遣に関する問合せ・連絡先) | 電話（ ） ー |

様式第3号（第6条関係）

泉崎村木造住宅耐震診断者派遣辞退届

平成 年 月 日

泉崎村長 様

〒 ー
[住所]

ふりがな

申込者 [氏名]

[電話] () ー

平成 年 月 日付け 事業第 号で決定通知のあった木造住宅耐震診断者の派遣（受付整理番号 ）について、下記の理由により辞退したいので、泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第6条の規定に基づき届け出します。

記

[辞退する理由]

様式第4号（第7条関係）

事業第 号
平成 年 月 日

様

泉崎村長

泉崎村木造住宅耐震診断者派遣取消通知

泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき平成 年
月 日付け 事業第 号（受付整理番号第 ）で通知した木造住宅耐診
断者の派遣決定については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

[取り消した理由]

様式第5号（第11条関係）

泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業

耐震診断等結果通知書

事業第 号
平成 年 月 日

様

泉崎村長

平成 年 月 日に申込み（受付整理番号第 ）のあった木造住宅耐震診断者の派遣について、耐震診断等の結果がまとまりましたので、泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第11条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて送付いたします。

なお、この件に関する問い合わせは、下記にお願いいたします。

記

〔問い合わせ先〕

- | | |
|--------------------|--|
| ・ 診断等の結果の内容に関する質問等 | 建築設計事務所
代表
木造住宅耐震診断者：
電話（ ） ー |
| ・ 診断等の結果に対する対応について | 同 上 |
| ・ その他、事業全般について | 泉崎村事業課 担当：
電話（ ） ー |

泉崎村地域防災計画

資料編

発行 令和7年3月

編集発行 泉崎村住民生活課

〒969-0196

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145

TEL 0248 (53) 2112